

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県野生動物植物の保護に関する
条例施行規則の一部を改正する規
則

五三

○福島県児童相談所条例の一部を改
正する条例の施行期日を定める規
則

五三

告 示

○救急病院等を定める省令により救
急病院を認定した件

五三

○地籍調査の成果について認証した
件

五三

○道路の区域を変更する件

五三

○道路の供用を開始する件

五三

公 告

○一般競争入札を行う件

五三

福島県公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する
講習会を開催する件

五三

正 誤

○平成二十年八月十五日付け定例第
二千五号中

五三

規 則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県児童
相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成二十年八月二十二日

福島県規則第七十九号

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県野生動物植物の保護に関する条例施行規則(平成十七年福島県規則第二十一号)
の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律」に改め、同号セ中「第二条第四項」を「第二条第五項」
に改める。

福島県知事 佐藤 雄 平

第十二条第一号中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及
び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号ナ中「第二条第四項」を「第二条第五項」
に改め、同条第七号ク中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等
及び海上災害の防止に関する法律」に改める。
第二十條第二項第二号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改める。
附 則
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改
正規定は、公布の日から施行する。
(自然保護課)

福島県規則第八十号

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福島県児童相談所条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第五十八号)の
施行期日は、平成二十年八月三十一日とする。
(児童家庭課)

告 示

福島県告示第五百七十九号

救急病院等を定める省令(昭和二十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、
次の病院を平成二十年八月十八日救急病院として認定した。
平成二十年八月二十二日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄 平
社団医療法人養生会	いわき市鹿島町下蔵持字中沢目	認定有効期限
かしま病院	二二番地の一	平成二三年八月一七日

(医療看護課)

福島県告示第五百八十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、大沼郡会
津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十年八月二十二日

一 調査を行った者の名称 福島県知事 佐藤 雄 平

二 成果の名称 新鶴村

大沼郡新鶴村大字新屋敷及び和田目の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後の別		
県道甲塚 古墳線	いわき市平山崎字川田 一四番一地从先から 同 市平山崎字悪戸 六二番一地从先まで	変更前	A 一九・〇〃 二八・六	三八七・五
		変更後	B 一九・〇〃 二八・六 一八・二〃 四九・二	三八七・五 二八四・三

(縦路計画課)

福島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉矢吹線	白河市東金子字本町四六番一地从先から 同 市東金子字殿田表五四番地先まで	平成二〇〇八年 八月二十二日

(縦路計画課)

公 告

公告第445号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年8月22日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 非破壊構造解析装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成21年3月23日
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台1丁目12番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成20年福島県告示第300号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成20年9月17日午後5時30分までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年9月1日 午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年10月3日 午後1時30分 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月2日午後5時30分までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-rays Non Destructive Inspection system 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 3 October 2008

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 2 October 2008

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第8号

鉄砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いは關する講習会を次のとおり開催する。

平成20年8月22日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

1 開催の日時及び場所

(1) 初心者講習会 (2に規定する初心者に対する講習会をいう。)

開催期日	開始時刻	開催場所
平成20年10月14日 (火)	午前9時	郡山市労働福祉会館
同 年11月28日 (金)	同	いわき中央警察署常磐地区幹部交番
同 年12月7日 (日)	同	福島市国体記念体育館
平成21年2月8日 (日)	同	同
同 年3月1日 (日)	同	同

(2) 経験者講習会 (2に規定する経験者に対する講習会をいう。)

開催期日	開始時刻	開催場所
平成20年10月2日 (木)	午後1時30分	石川警察署
同 年10月10日 (金)	同	国見町観月台文化センター
同 年10月24日 (金)	同	喜多方市押切川公園体育館
同 年10月31日 (金)	同	南相馬警察署
同 年11月11日 (火)	同	郡山市労働福祉会館
同 年11月13日 (木)	同	南会津警察署
同 年11月21日 (金)	同	須賀川アリーナ
同 年11月26日 (水)	同	いわき市立好間公民館
同 年12月12日 (金)	同	白河地域職業訓練センター
平成21年1月25日 (日)	同	福島市国体記念体育館
同 年2月6日 (金)	同	郡山市労働福祉会館
同 年2月13日 (金)	同	南相馬警察署
同 年2月20日 (金)	同	富岡警察署
同 年3月6日 (金)	同	いわき市立好間公民館
同 年3月13日 (金)	同	会津若松市北会津支所

2 講習対象者

県内に住所を有する者であつて、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの (以下「初心者」という。) 及び現に猟銃又は空気銃の所持の許可を受けているもののうち許可の更新を受けようとする者 (以下「経験者」という。)

3 受講申込みの手續

講習を受けようとする者は、県内の各警察署に備え付けた猟銃等講習受講申込書2

通に、初心者にあつては6,800円、経験者にあつては3,000円の手数料（福島県収入証紙によること。）及び写真（縦3.6センチメートル、横2.4センチメートル）2枚を添えて受講を希望する講習会の開催期日の5日前までに住所を管轄する警察署に申し込むこと。

4 講習の内容

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

初心者に対する講習 3時間

経験者に対する講習 2時間

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い、

初心者に対する講習 1時間30分

経験者に対する講習 1時間

5 考査

初心者に対しては、講習終了後引き続いて1時間の考査を実施する。

（生活環境課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年八月十五日付け定例第二千五号中

五二八	上	八	午前一一時から	午前一一時
-----	---	---	---------	-------